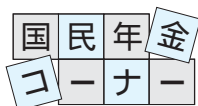


保険料の免除制度



半額免除制度

保険料の半額が免除される制度です。半額免除された期間は、65歳から支給される老齢基礎年金を計算するとき、全額納めた場合の3分の2（全額免除は3分の1）で算定されます。ただし半額の保険料を納めなかった場合、保険料未納期間となります。

全額・半額免除の基準

学生以外で所得が低く保険料を納めることが困難な人が対象となります。前年所得により本人、配偶者、世帯主のいずれも次の または に当てはまる場合、免除が承認されます。

全額免除

前年の所得額が次の額以下であること。

$$\left(\begin{array}{l} \text{控除対象配偶者および} \\ \text{扶養親族の数} + 1 \end{array} \right) \times 35\text{万円} + 24\text{万円}$$

（単身世帯の場合は24万円の加算はありません。）

障害者または寡婦であって、前年の所得額が125万円以下であること。

半額免除

前年の所得額が次の額以下であること。

$$(A) + (B) + 68\text{万円}$$

(A) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、障害者控除(27万円)、特別障害者控除(40万円)、老年者控除(50万円)、寡婦(寡夫)控除(27万円)、特別寡婦控除(35万円)、勤労学生者控除(27万円)、肉用牛の売却による事業所得にかかる控除額

(B) ア)老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき、48万円
イ)特定不要親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)1人につき、63万円
ウ)上記に該当しない控除対象配偶者または扶養親族1人につき38万円

障害者または寡婦であって、前年の所得額が125万円以下であること。

免除期間が変わります

従来は、4月分から翌年3月分までが免除期間でしたが、平成14年度からは7月分から翌年6月分までとなりました。ただし、平成14年度は経過措置として、4月分から平成15年6月分までの15カ月が免除期間になります。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 (27・8311)
保険年金課 (20・3205)



無料相談

女性なんでも相談

対象 女性

相談内容 子育てに関する
こと 法律に関すること(セ
クハラ・離婚など法律的な問
題) 一般(健康・家族・職
場や近所での人間関係など)

相談日 子育て・一般/毎月
第2火・土曜日 午後1時~
3時 法律/毎月第2火曜日
午後1時~4時・第4木曜
日 午前9時~正午
ところ 福祉文化会館(西町
二丁目)
予約受付 月/金曜日・午前
8時30分~(先着順)
申し込み先 企画課男女共同
参画室(20 3 1 6 6)

法律相談

とき 6月14日(金)午後1
時~4時
ところ 市役所市民相談室
定員 8人(先着順)
予約受付 6月5日(水)午
前8時30分~
申し込み先 まちづくり推進
課(20 3 1 5 8)

行政相談

相談室 18日/さざんか会館
24日/トスク本店インフォ
メーションルーム
問い合わせ先 鳥取行政評価
事務所(24 5 5 4 1)

とき 毎週土曜日 午後1時
30分~4時
ところ さわやか会館1階相
談室(富安二丁目)
問い合わせ先 さわやか会館
(27 3 3 3 8)

障害者福祉相談